

令和6年度 高齢者入所および障がい者(児)入所施設における歯科口腔保健の取り組み調査(共通)集計結果

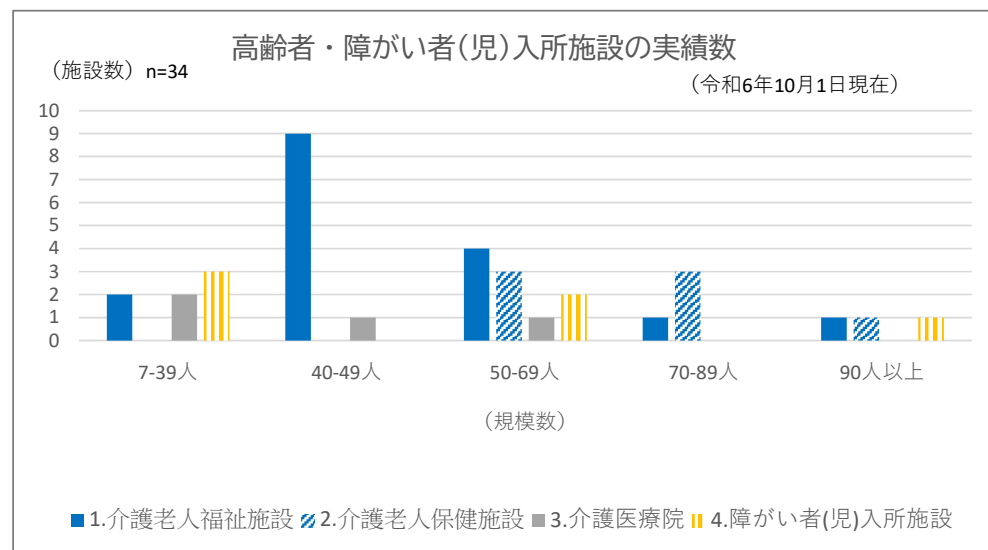
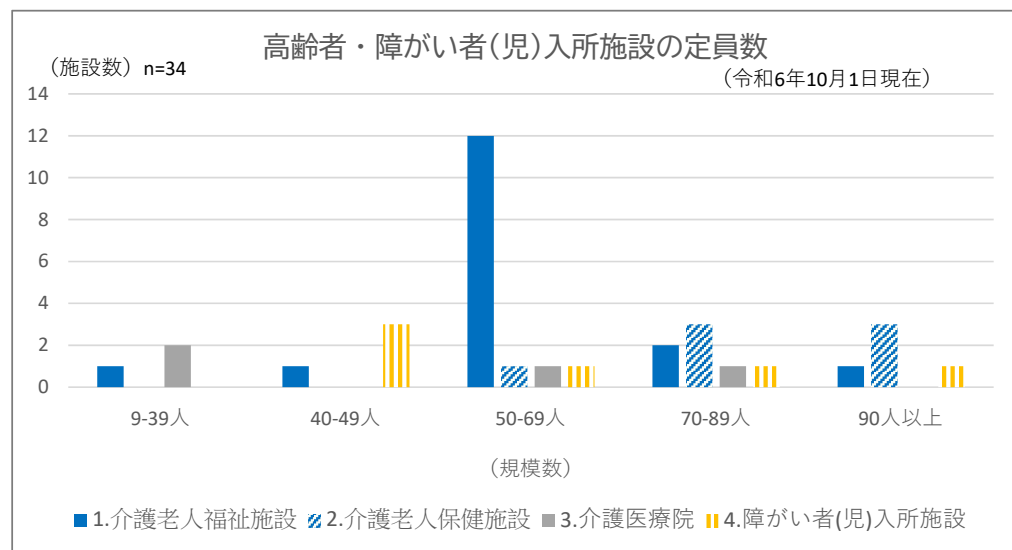
(調査期間:令和6年11月、 調査日時点:令和6年10月1日現在)

【高齢者入所施設】

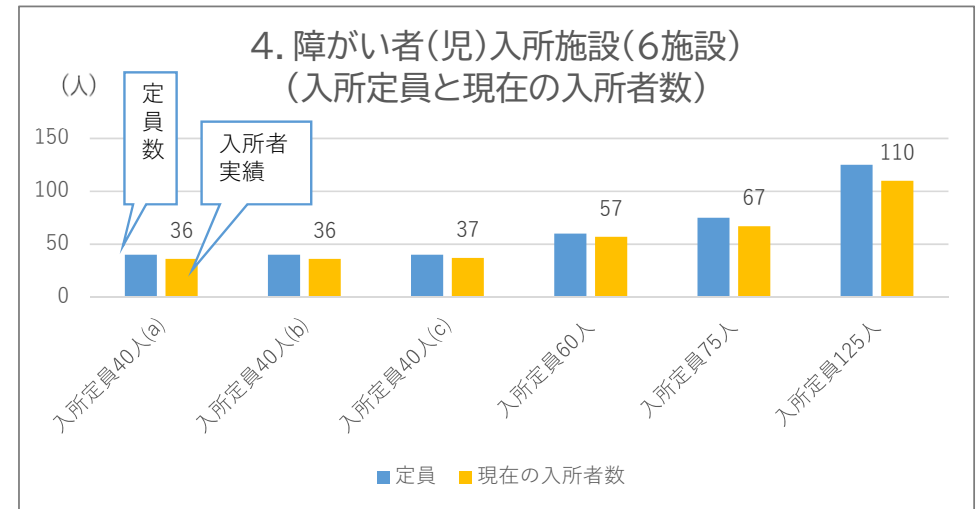
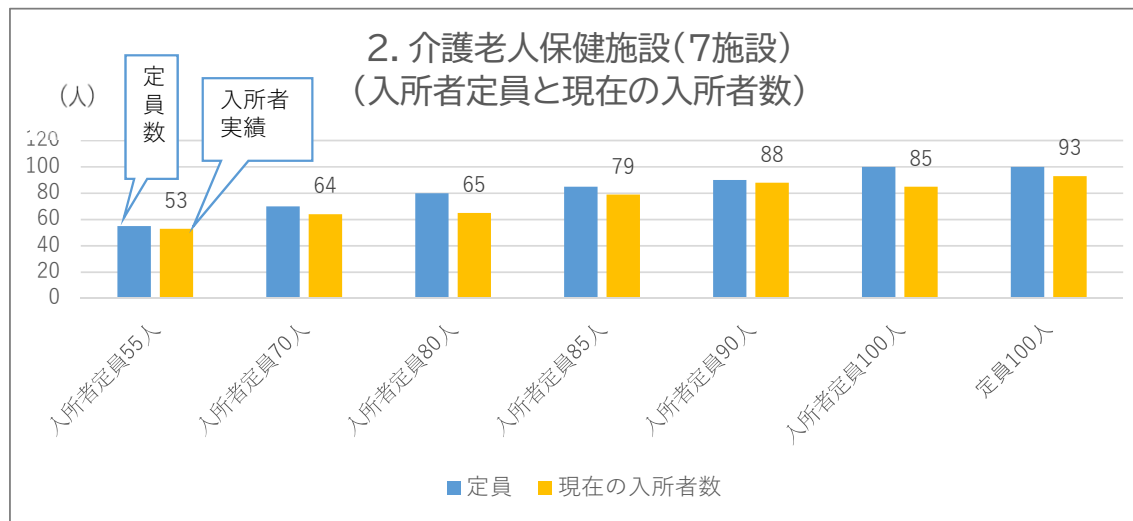
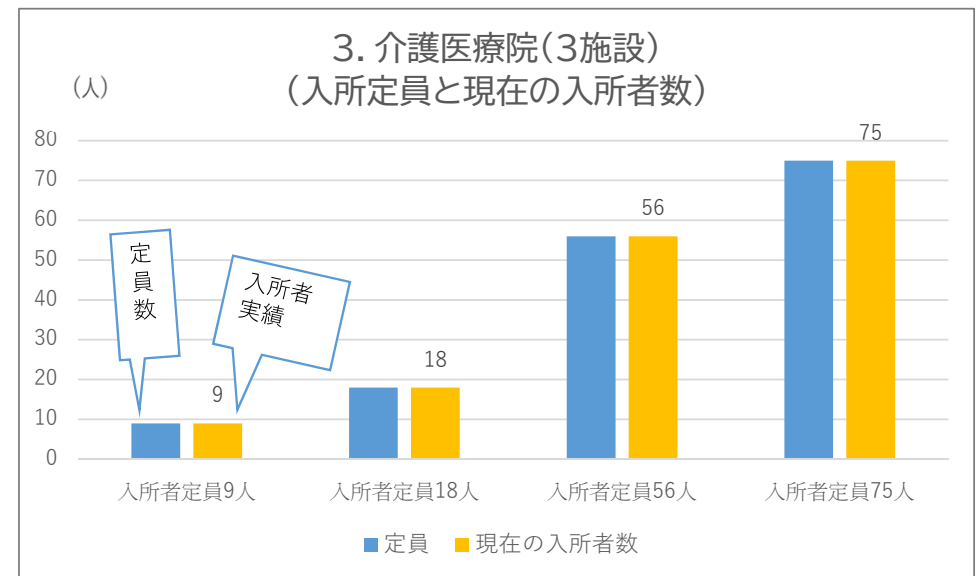
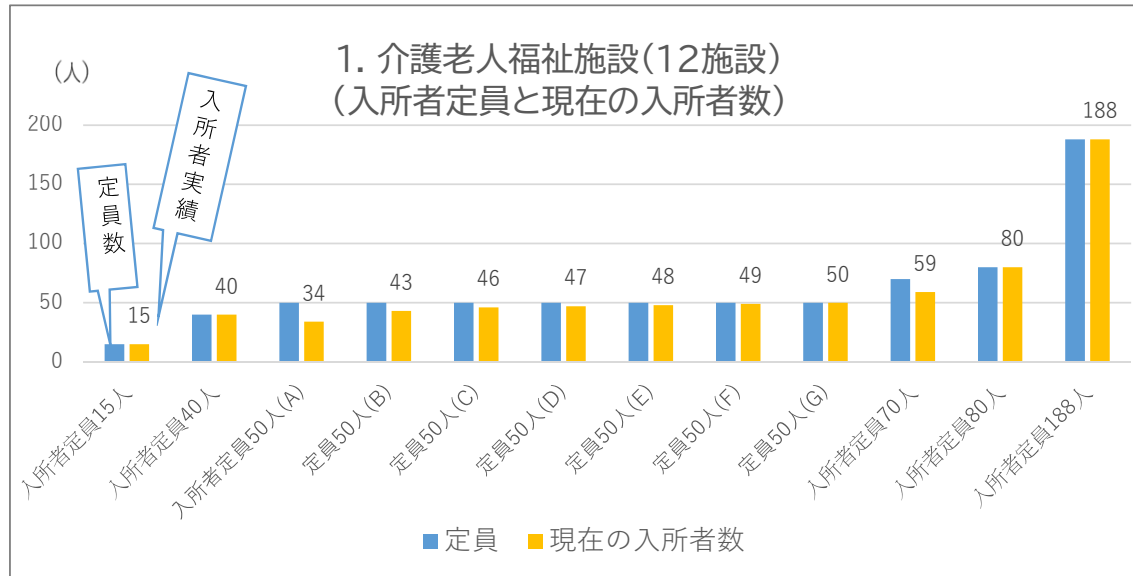
	調査対象施設数	回答数	回答率
1.介護老人福祉施設	20	17	85.0%
2.介護老人保健施設	11	7	63.6%
3.介護医療院	4	4	100.0%
計	35	28	80.0%

【障がい者(児)入所施設】

	調査対象施設数	回答数	回答率
4.障がい者(児)施設	7	6	85.7%
計	7	6	85.7%



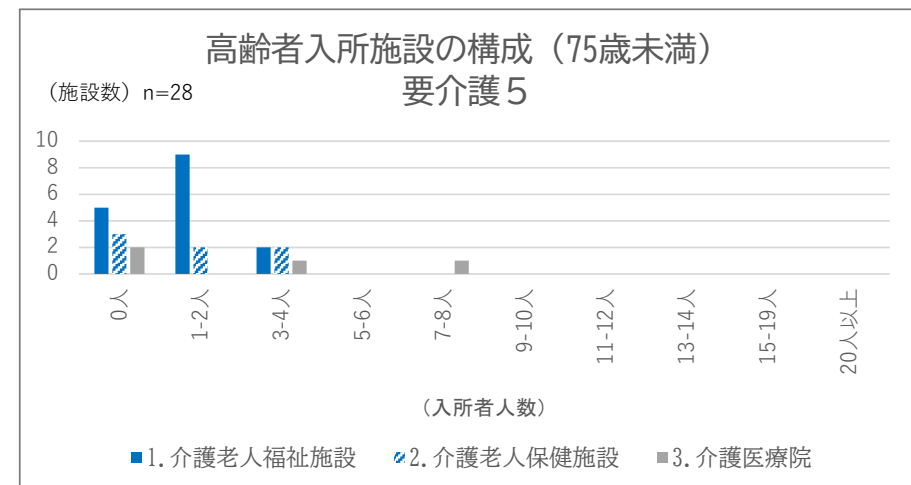
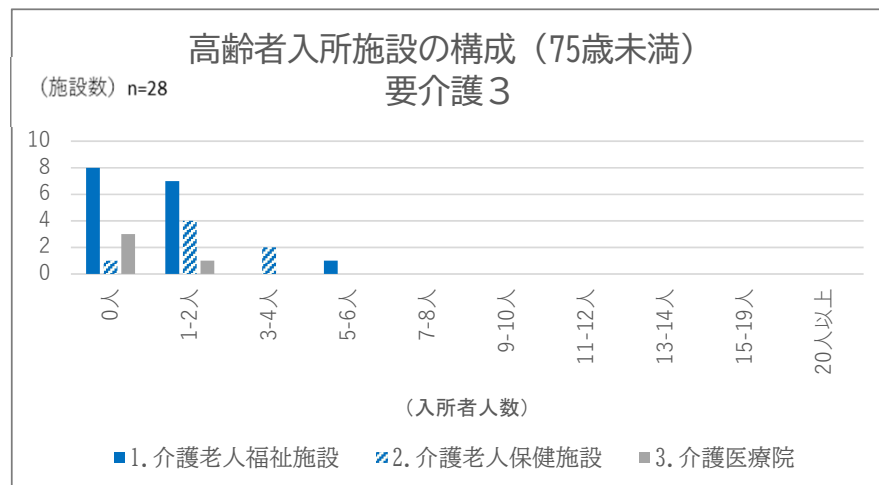
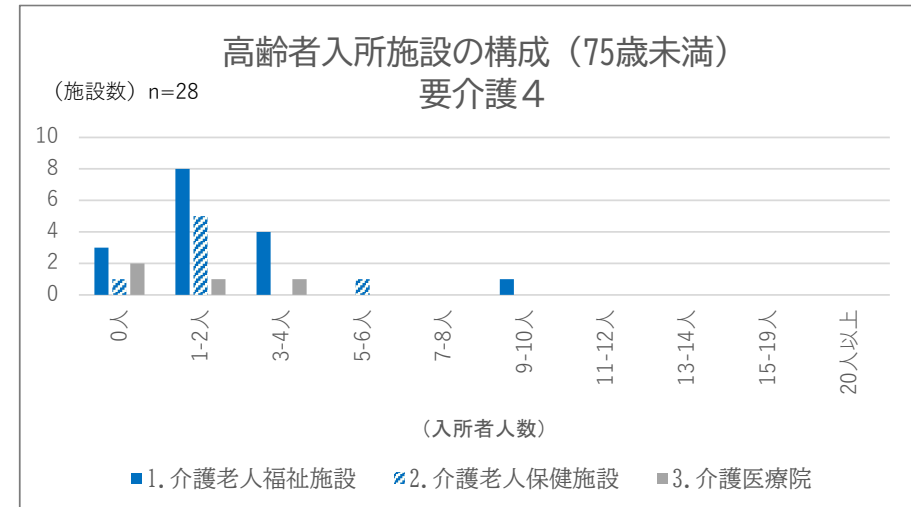
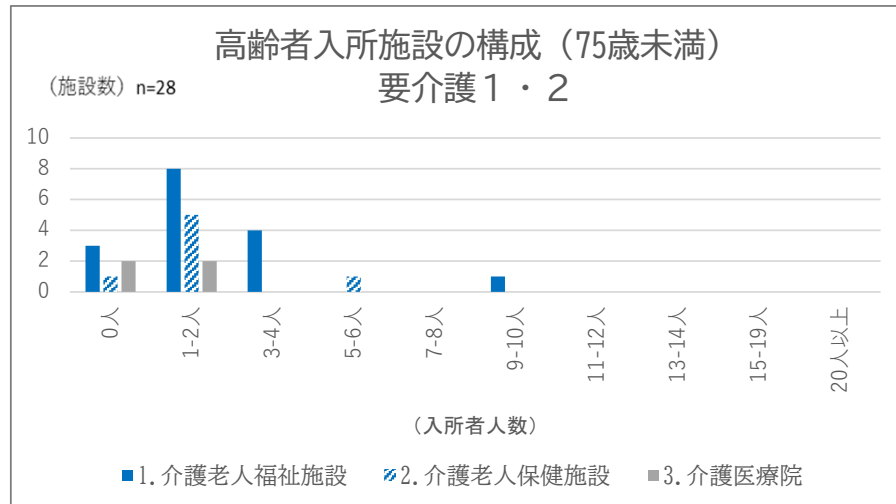
各入所施設における定員に対する現状



介護度・年齢別状況(75歳未満)

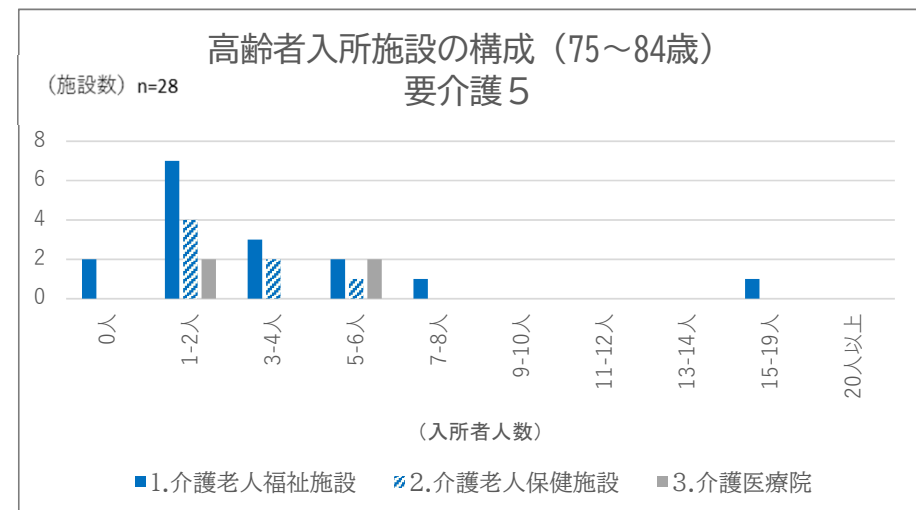
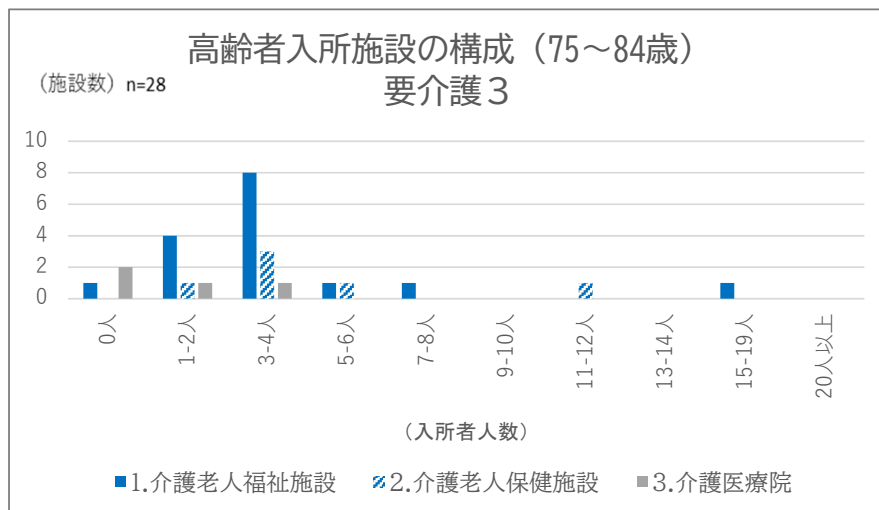
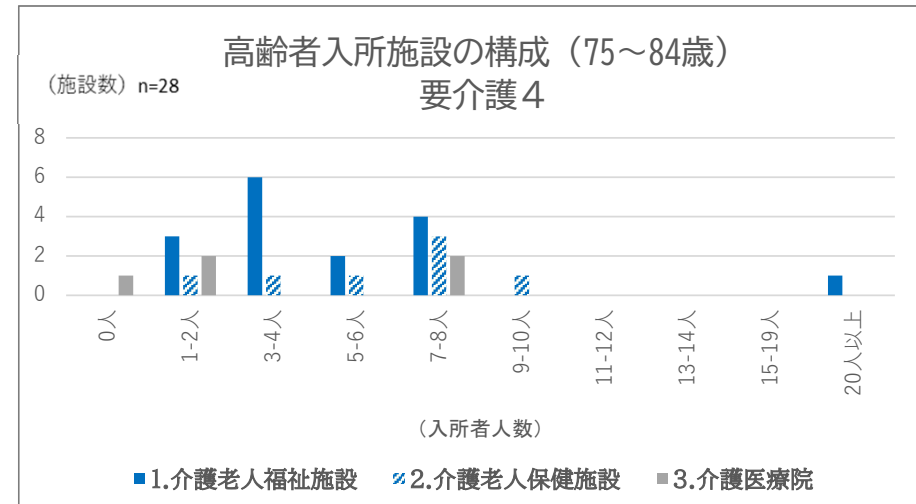
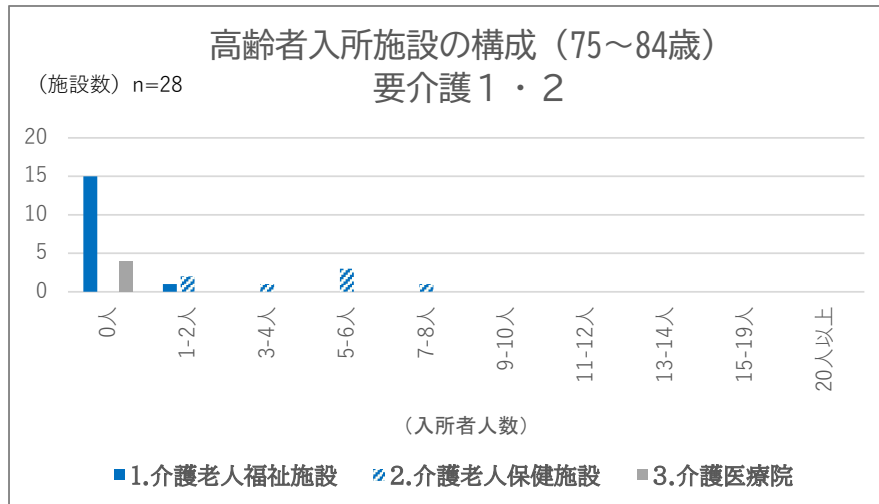
▶全ての介護度において「介護老人福祉施設」が「1-2人」の受け入れ状況が多い状態であった。

▶「介護医療院」では、介護度が高くなる「要介護4・5」の入所者数が多い状況であった。



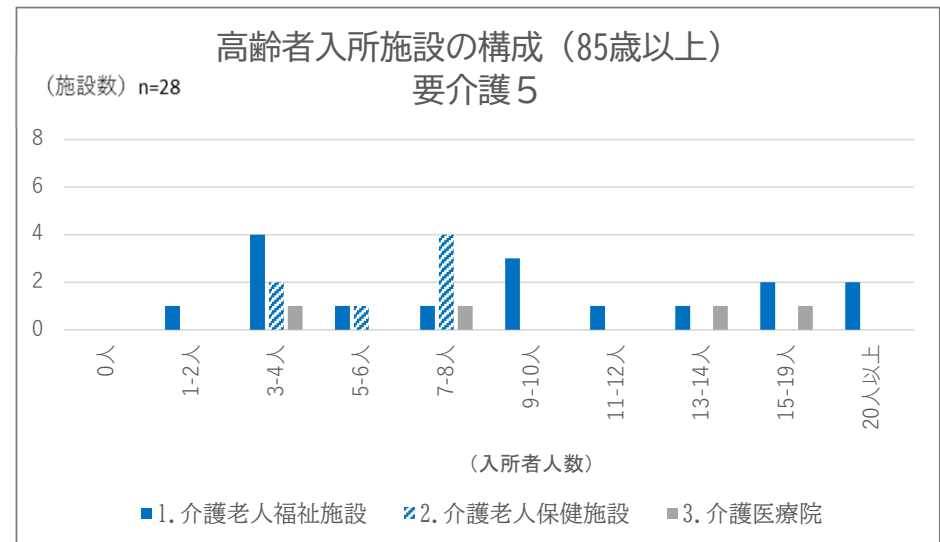
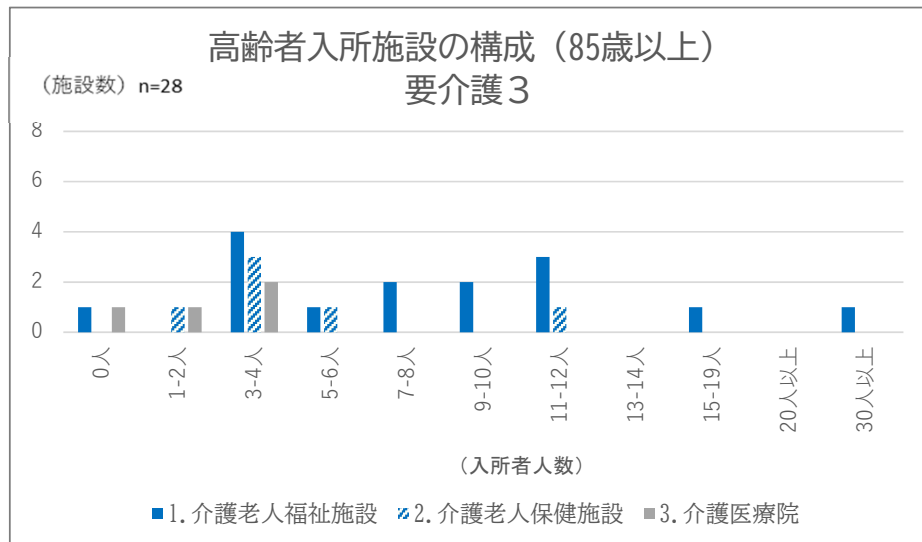
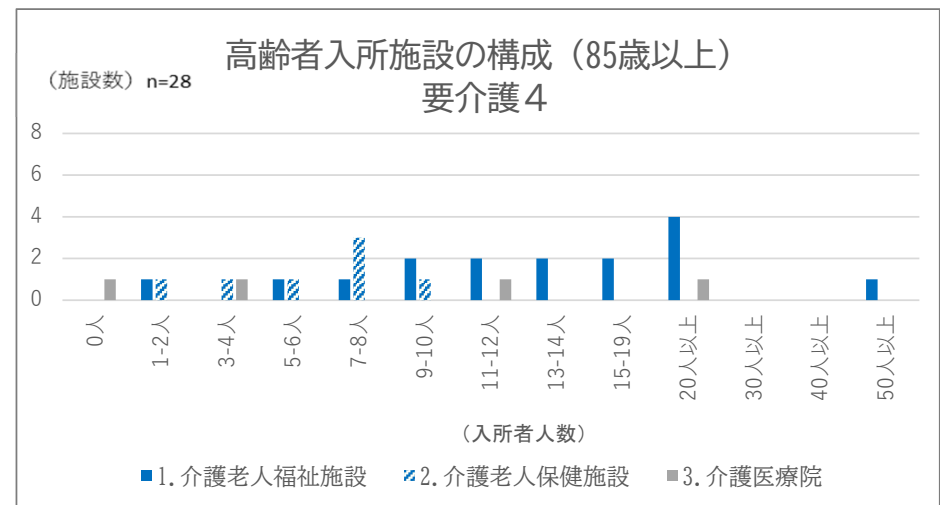
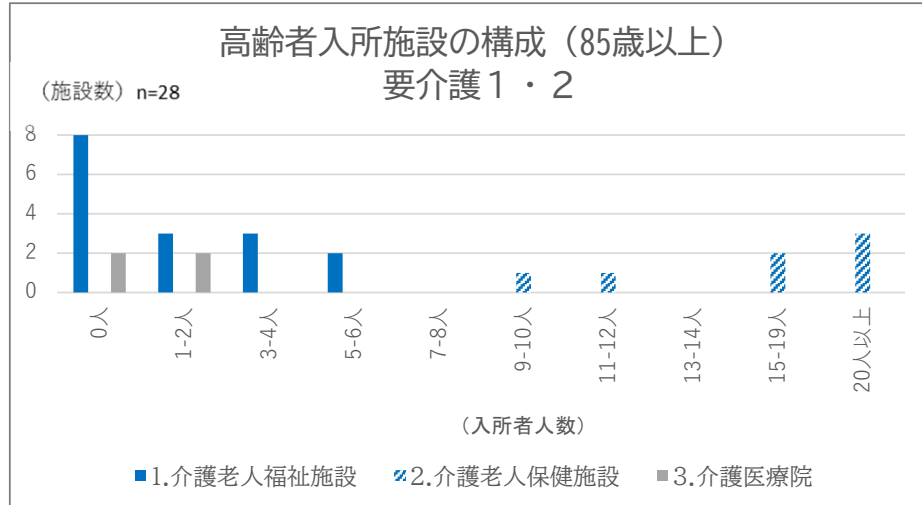
介護度・年齢別状況(75～84歳)

- ▶75～84歳になると「介護老人福祉施設」の入所者も介護度が増すにつれての受け入れ状況が多い状態であった。
- ▶日常生活にほぼ全面的な介助が必要な要介護3以上の方を受けて入れている「介護老人保健施設および介護医療院」も増加しており、役割も重要となっている。



介護度・年齢別状況(85歳以上)

- ▶85歳以上になると「介護老人保健施設」の要介護1.2の方の受け入れ状況が多い状態であった。
- ▶「介護老人福祉施設」においても、日常生活にほぼ全面的な介助が必要な要介護3以上の方を受けて入れている施設が増加。また、「介護医療院」では、要介護4・5の入所者数も2桁を超える現状。



【問2】歯科健診の有無について

○貴施設において入所者の方が歯科医師による歯科健診（※歯科治療ではありません）を受ける機会を設けていますか？

【高齢者入所施設】（回答先28施設）

「a.ある」と答えた施設 12施設(42.9%)

1.介護老人福祉施設【7施設】歯科健診の頻度内容

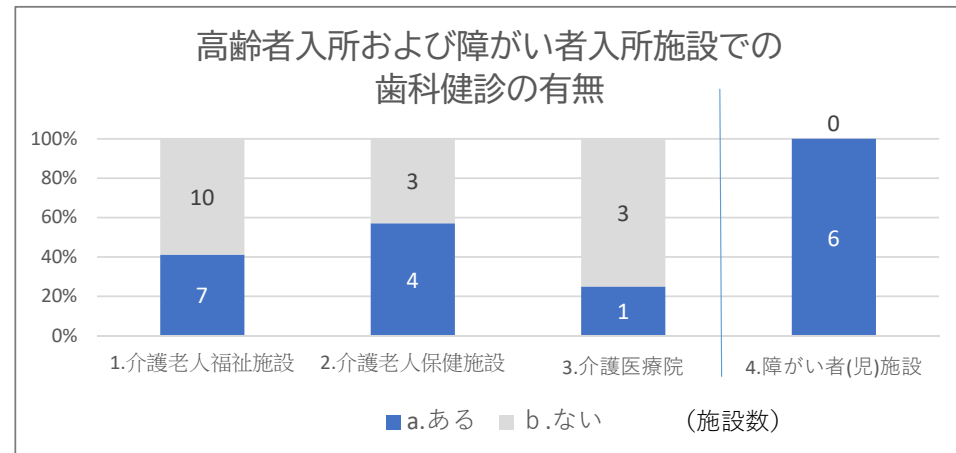
- ・入所時とその後基本的に6か月に1回
- ・本人希望時または急な変化時
- ・1か月に2回
- ・月1回往診して頂き歯科口腔機能維持指導をしてもらっている。（利用者2回/年）
- ・歯科健診の具体的な頻度は定めていない
- ・口腔衛生管理（口腔管理）については月2回ずつ実施
- ・初回入所時、および必要性
- ・年2回（4月・9月）実施
- ・新規入所者は入所月に歯科検診を実施
- ・年3回（健診を3回実施されています。）

2.介護老人保健施設【4施設】歯科健診の頻度内容

- ・毎月実施（1利用者に対して最低年1回）
- ・新規利用者
- ・リスク者に対しては適宜
- ・1回/3か月
- ・月1回
- ・口腔衛生管理加算で全利用者を月2回の口腔内観察を行なっている

3.介護医療院【1施設】歯科健診の頻度内容

- ・月に1回



【高齢者入所施設】（回答先28施設）

「b.ない」と答えた施設 16施設(57.1%)

1.介護老人福祉施設【10施設】

2.介護老人保健施設【3施設】

3.介護医療院【3施設】

【障がい者(児)入所施設】（回答先6施設）

「a.ある」と答えた施設 6施設(100%)

4.障がい者(児)施設【6施設】歯科健診の頻度内容

- ・2年に1回巡回歯科検診 もしくは1年に1回巡回歯科
- ・3, 4ヶ月に1度、定期検診、必要時は治療。歯に不具合がある時はその都度。
- ・3ヶ月～半年に1回
- ・新入所の際に実施。
- ・嘱託歯科医師の来所時に実施。（月1回程度）
- ・年一回協力医により半年一回ないし3ヶ月に1回
- ・半年～1年に1回実施

【問4】歯科健診の実施頻度状況(記述式) <高齢者入所施設>

1.介護老人福祉施設

- ・入所時とその後基本的に6か月に1回、本人希望時または急な変化時
- ・1か月に2回
- ・月1回往診して頂き 歯科口腔機能維持指導をしてもらっている。(利用者 2回/年)
- ・歯科健診の具体的な頻度は定めていない、口腔衛生管理(口腔管理)については月2回ずつ実施
- ・初回入所時、および必要性
- ・年2回(4月・9月)実施、新規入所者は入所月に歯科検診を実施
- ・年3回(健診を3回実施されています。)

2.介護老人保健施設

- ・毎月実施(1利用者に対して最低年1回)、新規利用者、リスク者に対しては適宜
- ・1回/3か月
- ・月1回
- ・口腔衛生管理加算で全利用者を月2回の口腔内観察を行なっている。

3.介護医療院

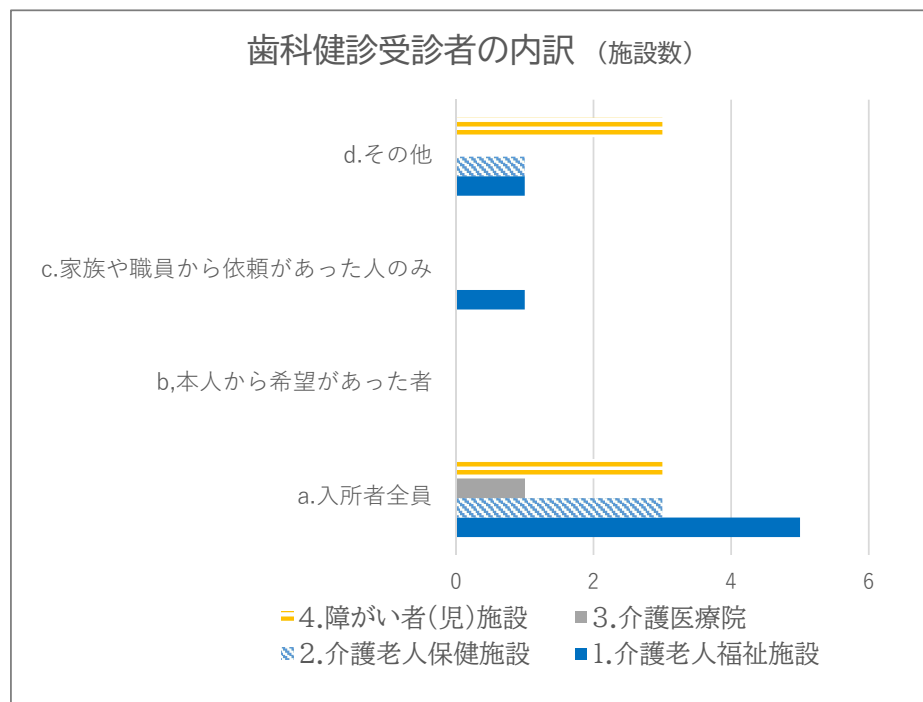
- ・月に1回

【問4】歯科健診の実施頻度状況(記述式) <障がい者(児)入所施設>

4.障がい者(児)入所施設

- ・ 3, 4ヶ月に1度、定期検診、必要時は治療。
- ・ 歯に不具合がある時はその都度。
- ・ 年一回協力医により半年一回ないし3ヶ月に1回
- ・ 半年～1年に1回実施
- ・ 基本的に全員ですが、歯が0本の方は受診していません(3ヶ月～半年に1回)
- ・ 受診されることが難しい方(2年に1回巡回歯科検診 もしくは1年に1回巡回歯科)
- ・ 新入所の方。月1回、嘱託歯科医師の診察や嚥下 内視鏡検査実施の方。
- ・ 新入所の際に実施。嘱託歯科医師の来所時に実施。(月1回程度)

【問5】歯科健診をする際、健診受診者はどのような方



(d.その他)記述内容:5施設

1.介護老人福祉施設

御家族、本人希望、囑託医の指示
記載なし

2.介護老人保健施設

当該歯科医の治療終了後の方、本人またはご家族の希望
された方。ほぼ全員に2回/月実施中

3.介護医療院

4.障がい者(児)施設

基本的に全員ですが、歯が0本の方は受診していません
受診されることが難しい方

新入所の方。月1回、囑託歯科医師の診察や嚥下内視鏡検査実施の方。

【問6】歯科健診の機会がない要因等の状況(記述式) <高齢者入所施設>

1.介護老人福祉施設

- ・治療が必要な場合のみ行っており、送迎や対応が困難な方もおり、歯科検診の機会を設けようとしなかった。
- ・その都度歯科往診のため
- ・加算算定要件に無いから
- ・希望者のみ口腔ケアを定期的に受けている。
- ・現在、往診(治療)手配は行っているが、健診については今年度より歯科Drによる口腔ケア指導の取り組みを開始する。その後、健診へと移行予定である。
- ・口腔衛生管理に入る際に一度、健診は行っているがその後の歯科健診対応までは考えていなかった。
- ・口腔衛生管理は毎月入るのでなにかあればその都度、治療に繋がっている。従来より協力歯科医院は設定しているが、入所者に歯科受診、治療が必要となった場合(施設看護職員の判断、入所者ご本人からの要望、ご家族からの要望)に、近隣の歯科医院に施設職員の送迎で通院している状況。今年度より、協力歯科医院により、訪問歯科診療を開始することになっており、歯科健診についても相談したいと思っています。
- ・知らなかった
- ・入所以後、歯科健診を受ける必要がなく、歯科治療のみの都度対応で現在に至っているもの
- ・必要な時に歯科往診を受けるようにしている。

2.介護老人保健施設

- ・治療が必要な時に対応出来ればよい。歯科医院に依頼すると費用が発生する為、躊躇する。
- ・入所人数が多い為、全員実施しようと思うと時間がかかる。する人、しない人が出てくる事も問題。

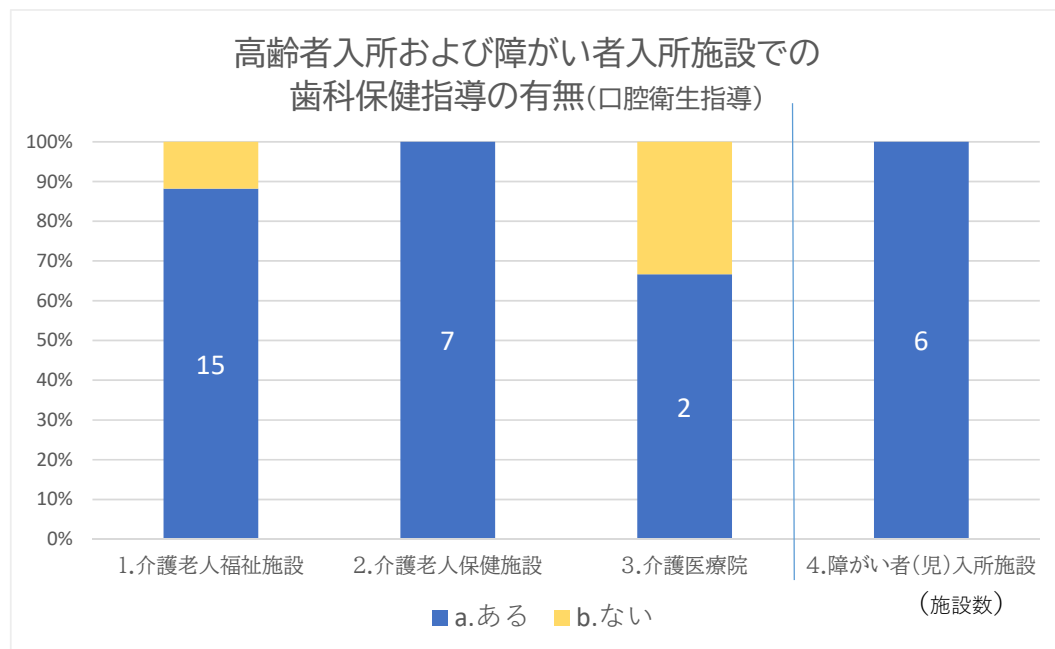
3.介護医療院

- ・入所者の方が拒否された場合・歯科検診当日、体調不良の場合
- ・協力歯科医院がない為
- ・歯科衛生士が常在しており、必要であれば歯科医師に診察依頼が出来ている為。

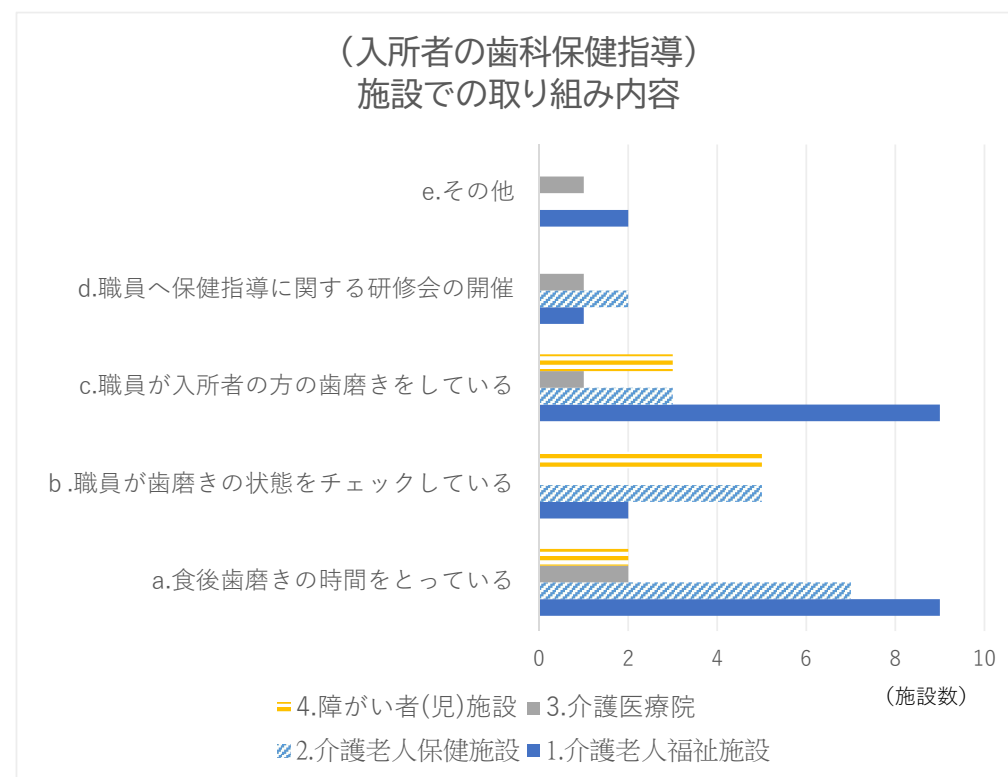
【問6】歯科健診の機会がない要因等の状況(記述式) <障がい者(児)入所施設>

- ・利用者が高齢で移動が難しい。
- ・行動障がいがあり、治療に拒否が強い。

【問7】歯科関係者(歯科医師または歯科衛生士)からの歯科保健指導(口腔衛生指導)の有無



【問8】歯科保健指導の取り組み内容



【問8】歯科保健指導の取り組み内容(e.その他：記述式)

1. 介護老人福祉施設

- ・入職時の口腔ケア研修及び手技の確認
- ・ケアカンファレンス時や看取り時など入所者の状態変化に伴いその都度指導している
- ・食後、歯磨きの時間はとっている。ご本人にさせていただくことが基本でセッティング等の必要があれば介助。
- ・自力困難の際は全介助。歯科衛生士による年に2回の勉強会を実施。
- ・毎月、歯科医院より口腔衛生の資料をもらっている。

2. 介護老人保健施設

- ・口腔ケアについての研修会や実技のOJT・法人内の病院より月に1回S Tの応援がありラウンドや研修会実施している。
- ・口腔衛生管理加算で全利用者を月2回の口腔内観察を行なっている。
- ・歯科衛生士による口腔衛生等の管理

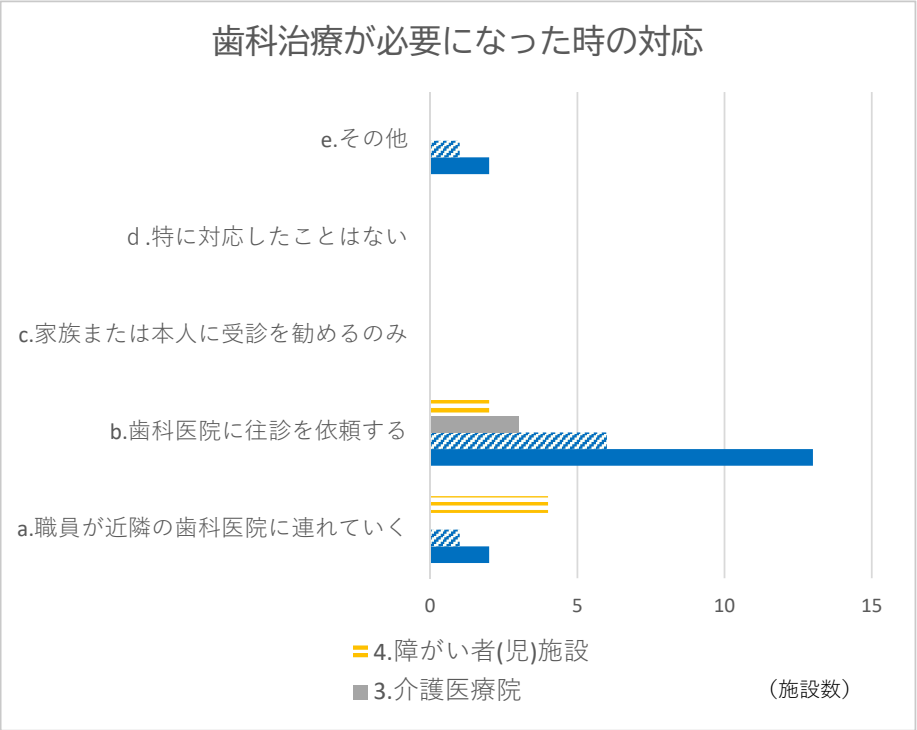
3. 介護医療院

- ・月1回、入所者の方にモデルを依頼して、職員を対象に、口腔内の説明と口腔ケアの指導をしている。

4. 障がい者(児)施設

- ・定期的に歯科衛生士による専門的口腔ケアと口腔内の確認を実施している。

【問9】むし歯などの歯科治療が必要になったときの対応



(e.その他)記述内容:3施設

1.介護老人福祉施設
往診時や個々に応じて助言や指導をしていただけているので都合解決ができています
開口が難しい方の口腔ケア拒否が強く、口腔ケアを何もしない人（残歯多数あり）
西田歯科医院に訪問診療の申込をするか西田歯科口腔機能維持指導の時診察をしてもらい、その時対応できなければ、後日受診する。（Drの指示により家族への連絡確認が必要な場合がある。）
提携歯科に相談し、施設訪問時に治療等を実施してもらっている。

2.介護老人保健施設
家族へ受診等を勧め、協力歯科医療機関又は家族が指定する歯科医院へ職員が連れていく
協力歯科医院の往診医師①週1回医師②週1回

3.介護医療院
(空白)

4.障がい者(児)施設
巡回歯科（県口腔保健センター）車両での治療

【問10】施設における入所者の方の「歯や口腔」に関するお困りごと

1.介護老人福祉施設

- ・口を開けない、口腔ケアを拒否する方の口腔状態の観察ができない。
 - ・本人希望で義歯作成するが装着すると痛みがあり、調整を医師にお願いするが装着困難な場合がある。
 - ・痩せて義歯が合わなくなり義歯安定剤を使用しているが、長時間の装着ができない。
 - ・高度認知症の方で義歯が合わなくなっても再度新製するのが困難で食形態を変更しないといけなくなる
 - ・開口が難しい方の口腔ケア拒否が強く、口腔ケアを何もしない人（残歯多数あり）
 - ・義歯調整が必要な方、残歯の虫歯や、欠けた歯がある方が時々いる
 - ・口臭予防の対策 ハミガキ後の口の中をゆすいで吐き出しができない。嚥みつき等されて口の中の汚れをふき取ることができない方の対応。
- 現在は口臭が気になる利用者様がいるので、ポイックウォーターや、洗口液（モンダミン等）で口腔ケアを行ったり、口臭止めスプレーを歯磨き後に行なっている。



入所者の状態によるお困りごと

- ・口腔ケアを実施しているが、十分にできていないと感じている
- ・口腔ケア含めそのように感じることもあるので問6で回答した内容を実施する予定



入所施設職員のお困りごと

- ・自歯のぐらつき等、軽度でも歯科受診した方がいいのか、判断しかねることもありましたが、今年度より協力歯科医院が、訪問歯科診療を含め積極的にかかわっていただけることになったので、歯科医師及び歯科衛生士から指導・助言をいただくことにより安心して対応ができる。
- ・摂食嚥下困難な利用者のうがいについて、吸引機を使用しているが、その際喀痰吸引資格取得者以外は、吸引機使用ができないため、昨今の人員不足で職員配置に偏ってしまい苦労している。
- ・特にないが、義歯が合わない状況にて入所になった場合家族へ相談し新調する場合がある食後は必ず口腔ケア完了後でないと居室には入れない順番となっている（歯磨き・水でうがい・口腔ケア）



介護報酬改定（R3年度～）や入所施設内の決まり事等での状況・お困りごと

【問10】施設における入所者の方の「歯や口腔」に関するお困りごと

2.介護老人保健施設

- ・義歯の不適合・残歯のトラブル・誤嚥性肺炎リスク者が増えており口腔リハビリの強化が必要
- ・義歯を持っていますが、入所時すでに使用していない使用を促しても希望しない方が居る。結果、食事形態を落としたりして、摂取量の低下等の影響がある。
- ・終末期にう窩や歯冠破折したような鋭利な歯牙で口腔粘膜を傷つけ、歯周病などで動揺している歯が脱落しそうで誤嚥のリスクを感じる。先を見越した歯科治療が必要だと感じる。
- ・認知症高齢者の方について、口腔内の確認や口腔ケアが困難な場合があります。
- ・本人の拒否が強く健診が難しい場合がある



入所者の状態によるお困りごと

- ・現在の口腔衛生については特に問題ないとする。歯科医師や歯科衛生士が経時的に口腔内環境を観察しているため、異常の早期発見や、必要なタイミングでの治療も可能となっている。また、定期的な勉強会も開催されているので、途切れのない支援が出来ていると感じている。



入所施設の環境・整備についての参考となる意見

【問10】施設における入所者の方の「歯や口腔」に関するお困りごと

3.介護医療院

- ・体調変化や体調悪化等により、義歯装着が困難になると、食事の形態を変えざるを得ないが、そうすると、当然、無歯顎の方は、ほとんどがミキサー食となってしまう。
- ・入所前から歯科治療ができず、重度のう蝕、歯周病がある方が多い。
- ・上記等の理由により、自然脱落や歯冠歯折、さらには誤飲等を引き起こす危険性も高くなる。
- ・認知症の方は、指示が通らなくなったり、若しくは通りづらかったりするので、食いしばりが強く、開口及び保持が困難な場合が多い。
- ・終末期は、粘膜からの出血が多い。



入所者の状態によるお困りごと

- ・定期的な歯科検診がない為、患者から依頼がない限りは歯科医院と関わることはないこと。



入所施設的环境や運営方針によるお困りごと

【問10】施設における入所者の方の「歯や口腔」に関するお困りごと

4.障がい者(児)施設

- ・ 開口が難しい・歯磨きに抵抗感が強い
- ・ なかなか口を開けてくれない（開かない）利用者の歯石の付着や磨き残しが多くみられるため、虫歯のリスクも高くなっている。治療の際も、うまく口を開けられないため治療に時間を要している。



入所者の状態によるお困りごと

- ・ 歯科治療が必要な利用者は、複数いらしている状況。まだ順番待ちをされている。



入所施設が利用している歯科診療先の運営方針によるお困りごと